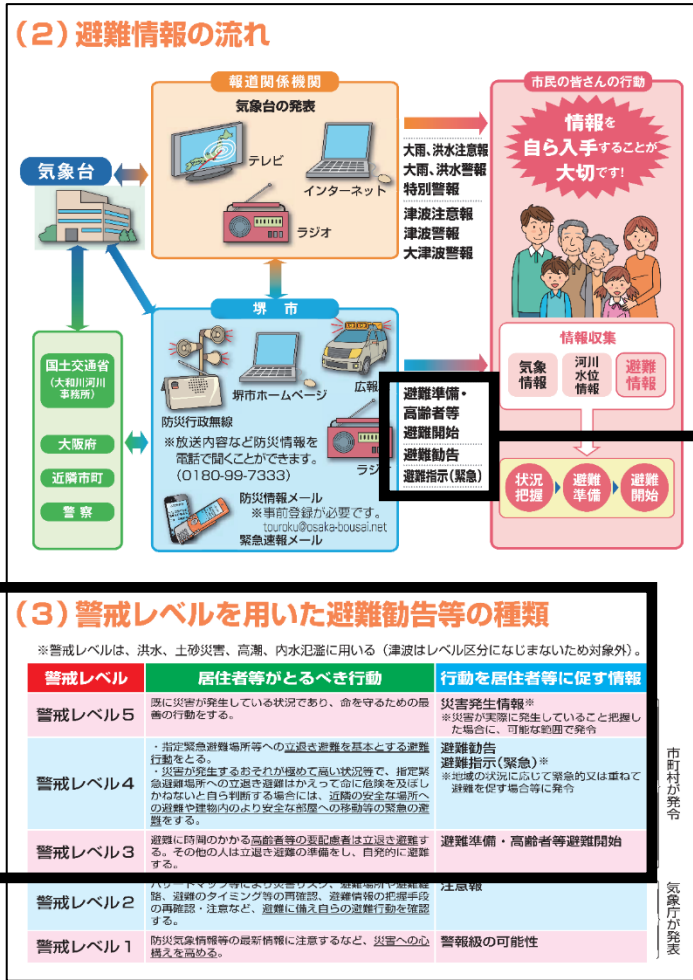


# 『安心の第一歩 ～要配慮者・避難行動要支援者の支援に向けて～』

## — 2 ページ目の変更について —

災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和3年5月20日に施行されたことに伴い、以下の点について、表記を変更します。



(変更後)

高齢者等避難  
避難指示  
緊急安全確保

(変更後)

### (3) 警戒レベルを用いた避難指示等の種類

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	「命の危険 直ちに安全確保！」 すでに安全な避難ができず、命の危険があるため、自宅・施設の少しでも高い場所に緊急的に移動する等、直ちに身の安全を確保する。 * 緊急安全確保の発令を待ってはいけません。	<b>緊急安全確保</b> ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
警戒レベル4	「危険な場所から全員避難」 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。立退き避難を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で上階への移動や高層階にとどまる等、計画的に身の安全を確保することも可能。	<b>避難指示</b>
警戒レベル3	「危険な場所から高齢者等は避難」 高齢者や障害のある人等の避難に時間を要する人は危険な場所から避難する必要がある。立退き避難を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、自らの判断で上階への移動や高層階にとどまる等、計画的に身の安全を確保することも可能。また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等の行動をする。	<b>高齢者等避難</b>